

## 〔文献紹介〕

### 樋口範雄著 『アメリカ信託法ノートⅠ』

角 紀代恵

#### I はじめに

本書は、1999年に刊行された『フィデュシャリー〔信託〕の時代』に続く信託法に関する著者の二冊目の著作である。『フィデュシャリー〔信託〕の時代』が、「信託と契約の違いについて踏み込んだ考察をするもの」である（能見善久「文献紹介」信託法研究25号206頁）のに対して、本書は、著者の言葉を借りれば、「アメリカ信託法についての基礎的な法理を1つ1つ説明しようとするものである」（本書306頁）。かつて、著者は、海原文雄著『英米信託法概論』の文献紹介において、同書を評して、「信託の母法である英米信託法については、一般的な教科書・概説書にこれまで恵まれてこなかった。その意味で、本書は、四宮『信託法』と並ぶこの分野の導きの書となるものである」と述べておられる（信託法研究23号106頁）。著者のこの表現を拝借すると、本書は、英米信託法の研究については相当な蓄積があるにもかかわらず、アメリカ信託法については、一般的な教科書・概説書にこれまで恵まれてこなかったわが国において、「この分野の導きの書となるものである」といえよう。

#### II 本書の内容

第1章 信託の意思（アメリカの信託の分類 自益・他益の区別と信託宣言による信託設定 信託設定の理由 信託の存在を主張する理由 「信託の意思」の意義 信託の意思をめぐる基本理由）

第2章 信託財産（信託財産であることの意義 信託財産たりうる財

産 信託の要素としての信託財産 信託財産の確定性 債務と信託財産)

第3章 受託者 (受託者の存否と信託の成立 受託者の選任 受託者適格 受託者が委託者または受益者を兼ねることの可否 共同受託者 受託者による信託の引受および拒絶 受託者の辞任・解任・変更)

第4章 受益者 (私益信託と公益信託 受益者の存否と信託の成立 受益者適格 受益者への通知と受益者の承諾 複数受益者 (共同受益者) 帰属権利者と受益者 公益信託における受益者)

第5章 受益権 (受益権の性格をめぐる議論 受益権の多様性・任意性 受益権の譲渡 受益権の差押えとそれを防ぐ工夫 受益権の譲渡禁止をめぐるその他の問題)

第6章 信託設定に関する要式性 (約因・引渡・承諾 書面要件——詐欺防止法 遺言法の要件)

第7章 受益権の譲渡・差押禁止——浪費者信託条項 (浪費者信託条項の意義 浪費者信託条項への賛否 統一信託法典と第三次リステイトメント)

第8章 公益信託 (公益信託の定義 私益の要素を含む公益信託 シー・プレ (Cy pres) 法理)

第9章 比較法の現在——比較法的スケッチ

本書の目次の概要は以上の通りである。目次からも明らかなように、本書において扱われているのは、主に、信託の設定段階における諸問題であり、受託者の権能および義務、信託の変更および終了、第三者関係については扱われていない。本書は、アメリカ信託法の概観とはいっても、未だ、半分にとどまっており、「『アメリカ信託法ノート・パートⅡ』が刊行されて初めて、全体を概観することができる」(本書4頁)ことになる。したがって、一日も早い『アメリカ信託法ノート・パートⅡ』の刊行が待たれるところである。

前述したように、本書はアメリカ信託法の概観を第一の目的とするものである。このような本書の目的からすると、本書の内容の概略を紹介

## 文献紹介

するというのは本書の目的を否定することになってしまうので、本書の内容自体については、読者諸氏が、各自、ご自分で本書を手にとりてご覧になることを期待するものである。したがって、ここでは、本書の特徴について、述べるにとどめたい。

まず、本書の叙述の特徴というべきものは以下の通りである。すなわち、本書は、抽象的なルールを羅列するのではなく、まず、ポイントを記述し、次に、それに関連した実際の実例またはリステイトメント等の掲げる具体例をあげて説明を補足するというスタイルを採っている。このような叙述スタイルおよび簡易・平明な文章とも相まって、著者は、本書の第一の目的を十分に達成していると思われる。しかし、本書の価値は、単に、アメリカ信託法のすぐれた概観、換言すれば、アメリカ信託法の基礎的な法理の説明にとどまるものではない。本書の特徴の第一は、著者が、単に、アメリカ信託法の基礎的な法理の説明にとどまることなく、その法理がよってきた理由の探究を試みられていることにある。本書を貫く著者の基本的な態度は法理の説明に満足することなく、法理の背後にある「なぜ」を探究することにあるといっても過言ではなかろう。その意味で、本書は、全編、著者の発する「なぜ」という質問で満ちあふれているといえよう。たとえば、「第3章 受託者」においては、なぜ、アメリカ信託法においては、受託者が存在しなくても、信託は有効に成立するとされるかについて、その理由の探究が試みられている。アメリカ信託法においては、受託者が存在しない場合、エクイティの裁判所が、受託者を選任し、受託者不存在のまま有効に成立した信託について、現実に機能するように配慮する。このように裁判所が後見的役割を果たし、信託の実現を図るのは、結局のところ、委託者の意思の尊重にあるというべきであると結論付けておられる（68頁～70頁）。

本書の特徴の第二は、本書が、アメリカ信託法とわが国の信託法、否、信託法という枠を超えて、アメリカ法と日本法の比較の視座を提供するものであることにある。今、「第7章 受益権の譲渡・差押禁止——浪費者信託条項」を例に挙げることにする。浪費者信託とは、受益

者を浪費者に限定した信託ではなく、受益権の譲渡や差押えを信託条項で明示的に禁じた信託のことを指す。したがって、浪費者信託の効力が認められるということは、受益者の債権者は、浪費者信託の受益権を差し押さえることはできず、また、受益者が破産した場合には、浪費者信託の受益権は受益者の破産財団を構成することはないということを意味する。アメリカでは、大多数の州において、浪費者信託の効力が認められている。しかし、受益権に対する差押禁止を定めた信託条項の効力を認めるということは、私人により執行免脱財産を作ることを認めることになるので、日本法によれば、浪費者信託のうち、差押禁止の部分は無効とされるのではないかと考えられる（ただし、四宮和夫『信託法〔新版〕』333頁参照）。この彼我の違いのよってきたところをめぐり、本書は、アメリカと日本における委託者と信託財産の関係、信託をめぐり一般債権者の中で受益者の債権者の占める地位、さらには、信託を超えて差押債権者の地位にまで遡って探究しなければならないということを我々に教えてくれる（248頁）。なお、この点に関連して、一つ、苦言を呈すると、本書において、「わが国において、（債権譲渡禁止特約の対抗できない・・・筆者注）善意の第三者に一般債権者は含まれるので、受益権の譲渡禁止は、債権者の差押えを阻む効力をもたない」という記述がみられる（174頁）。しかし、わが国において、譲渡禁止特約付きの債権であっても差押えが阻まれない理由は、一般債権者は譲渡禁止特約を対抗できない善意の第三者に含まれるからではなく、私人が執行免脱財産を作ることを許すべきではないということに求められている。

以上、述べた、本書の第一および第二の特徴は、第1章から第8章までの末尾に記された「小括および残された疑問」に最もよく示されているといえよう。この末尾に記された疑問を解明するだけでも、いったい、何本の論文ができるのか目もくらむ思いがする。

### Ⅲ 結びにかえて

外国法を紹介した文献には、いたずらなまでに膨大な量の文献を渉猟し、単に、横を縦にただけというものが往々にして見受けられる。し

## 文献紹介

かし、本書は、そのような態度とはまったく無縁である。本書は、アメリカ信託法の概説書という目的から、引用されている文献は、決して多くはない。しかし、それら決して多くはない文献から、ものごとの本質を的確に探り出す著者の力量には、ただただ、感服するばかりである。著者は、かつて、その著書『アメリカ契約法』において、アメリカのロースクールに留学した時のことを振り返って、教室において繰り出される「なぜ」という質問のシャワーに圧倒された旨のことを述べておられる。本書において、読者は、著者が、かつて、アメリカのロースクールで味わったと同様なショックを味わうことになると思われる。

なお、本書は、著者も述べておられるように、最先端の信託のありようを示すものではないが、第9章において、アメリカにおける統一信託法典（Uniform Trust Code）をはじめとする信託をめぐる各国の最新状況の紹介がなされていることを付言しておく。

（立教大学教授）

〔樋口範雄著『アメリカ信託法ノートⅠ』弘文堂、2000年、四六判、316頁、定価（本体2,800円＋税）〕